

04 総務省 構造改革特区第22次 再々検討要請回答

管理コード	040010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	車両の臨時運行許可番号標貸与の際に保証金を納付させるようにすること。	都道府県	静岡県	
		提案事項管理番号	1003010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省 国土交通省
該当法令等	地方自治法第235条の4第2項
制度の現状	<p>地方自治法第235条の4</p> <p>2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>臨時運行許可番号標の貸与の際、保証金を徴収し、返納期限内に番号標が返納された時には保証金を返還、返納期限を超過した場合には保証金を市町村で収納することを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案に至った背景】</p> <p>法定受託事務として市区町村が行っている臨時運行許可事務について、貸与した番号標が期限までに返納されない事案が増えている。</p> <p>未返納者に対しては電話や督促状、訪問回収などを行っているが、打つべき手が乏しいのが現状であり、何度も未返納を繰り返す悪質な人もおり、対応に苦慮している。</p> <p>【提案内容】</p> <p>臨時運行許可番号標の貸与の際、手数料と併せて保証金を徴収し、返納期限内に番号標が返納された時に保証金を返還、返納期限を超過した場合は保証金を市町村で収納することを可能とする。</p> <p>保証金の金額については、督促事務にかかる電話代や郵便代、番号標の作成費用から算出したものとする。</p> <p>【提案実現により得られる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 返納遅延の未然防止 ・ 有効期限満了後の不正使用の防止 ・ 督促事務に携わる職員の事務軽減 <p>【予想される弊害等への対応】</p> <p>「保証金を払っているのだから、返納を遅延してもよい」と考える人が発生することが懸念されるが、それ以上に、保証金制度を導入すること自体が期限内の番号標の返納を啓発する大きな効果があると考えられる。</p>

【その他】

未返納者に対しては道路運送車両法第108条に罰則の規定があることは承知しているが、罰則の適用はあくまでも未返納が発生した事後の対応であるため、未返納を未然に防止する対策が必要である。また、実際に罰則の適用を促すための措置を行うためには煩雑な法的手続きをとる必要があるため、多くの未返納が発生している現状では、現実的に困難である。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
当該保証金の可否については、道路運送車両法の取扱いによるものであり、地方自治法第235条の4第2項により規制されているものではない。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 構造改革特区第22次 再々検討要請回答

管理コード	040020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	公職選挙法における「地方公共団体の長の任期の起算の特例（法259条の2）」の適用除外	都道府県	神奈川県 埼玉県	
		提案事項管理番号	1019010	
提案主体名	鎌倉市 所沢市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第259条、第259条の2
制度の現状	<p>地方公共団体の長が任期満了をまたずに退職を申し出た場合において、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合は、当該選挙がなかったものと見なして公職選挙法第259条の2の規定が適用され、その任期は従前の任期の残任期間となる。なお、新たに立候補した者が当選人となった場合は、その者の任期は、通常の任期（4年）となる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方公共団体の長が、当該地方公共団体の市議会議員選挙の選挙期日に合わせて退職し、市議会議員選挙と同日で市長選挙を執行した場合、公職選挙法第259条の2で規定されている「地方公共団体の長の任期の起算の特例」を適用せず、任期の起算日を選挙の日とする。</p> <p>なお、本特例の適用に当たっては、予め、議会議員選挙と同日で次回首長選挙を行うことを、当該地方公共団体選挙管理委員会に申請し、受理された者のみに特例措置を認めるなどの乱用防止措置を講じるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>公職選挙法（以下、「法」という。）第259条の2の規定によれば、退職を申し出た者が、当該申立てによって執行される市長選挙に当選したとき、その者の任期は、退職前の任期を引き継ぐこととされている。</p> <p>本提案は、地方公共団体の長が、当該地方公共団体の議会議員選挙と同日に長の選挙を行うことを目的として退職の申立てを行い、同選挙に立候補し、当選した場合、法259条の2の規定を適用せず、任期を通常と同様に選挙の日から起算することを求めるものである。</p> <p>なお、自己の選挙等を有利に導くことを目的として、当該特例措置を利用することを抑止するため、予め、議会議員選挙と同日で次回首長選挙を行うことを、当該地方公共団体選挙管理委員会に申請し、選挙管理委員会の許可を得た者のみに特例措置を認めるなどの乱用防止措置を講じるものとする。</p> <p>選挙管理委員会による判断基準としては、①選挙の一定期間前（1年間等）に申請が</p>

なされていること、②選挙公報に明記されていること、などを想定している。

【提案理由】

本提案は、選挙に対する市民の意識・関心を高めるとともに、選挙の効率的な執行を図ることを目的としたものである。

具体的な効果としては、以下の2点が挙げられる。

- ①投票率の向上
- ②選挙に係る経費の大幅な削減

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>長の職にある者が、自己の選挙を有利に導くために、法定の任期間忠実に職責を履行せず、選挙に都合の良いときに退職しようとすることを防ぐため、公職選挙法第259条の2において、退職者が当選した場合の任期の特例が設けられているものである。</p> <p>当該特例の適用は、地方公共団体の長が任期満了をまたずに退職を申し出た場合において、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合に限られるものであり、市長選挙が退職の申立て以外の事由で行われる場合等については、適用されないものである。</p> <p>なお、退職の申立てが、投票率の向上や選挙施行経費の削減といった公益を踏まえ、市長選挙と市議会議員選挙とを同日に行うことを目的とするものであったとしても、一方で、仮に自己の選挙等を有利に導く意図がある場合にも、長が法定の任期間を忠実に履行せず、選挙に都合の良いときに退職することを防止することができなくなるため、本提案は、結果的に同条の趣旨を没却することとなる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	<p>本件は、長と議会の同日選挙の実現に向け、「選挙に都合の良いときに退職しようとすることを防ぐ」ことを目的に、「予め、議会議員選挙と同日で次回首長選挙を行うことを、当該地方公共団体選挙管理委員会に申請し、選挙管理委員会の許可を得た者のみに特例措置を認めるなどの乱用防止措置を講じる」旨の提案を行ったものです。</p> <p>選挙の一定期間前に、当該選挙を管理する選挙管理委員会に申請すること等の手続きを経ることにより、自己の選挙等を有利に導く意図で同日選挙を行うことにはならないものと考えます。</p> <p>この措置では、選挙に都合の良いときに退職することを防止できないとする理由等について、見解をお示しください。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>長の職にある者が、自己の選挙を有利に導くために、法定の任期間忠実に職責を履行せず、選挙に都合の良いときに退職しようとすることを防ぐため、公職選挙法第259</p>				

条の2において、退職者が当選した場合の任期の特例が設けられているものである。

当該特例の適用は、地方公共団体の長が任期満了をまたずに退職を申し出た場合において、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合に限られるものであり、市長選挙が退職の申立て以外の事由で行われる場合等については、適用されないものである。

なお、退職の申立てが、仮に、選挙の一定期間前に、当該選挙を管理する選挙管理委員会に申請すること等の手続きを経た上で行われたとしても、自己の選挙等を有利に導く意図がある場合に、長が法定の任期間を忠実に履行せず、選挙に都合の良いときに退職することを防止できるとは限らず、結果的に同条の趣旨を没却するおそれがあるところである。

また、本提案は、立候補や任期の取扱いという国民の参政権に関わるものであるため、特定の地域にのみ適用される制度とすることは、公平の確保の要請から問題がある。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

「国民の参政権に関わるもの」とのご回答ですが、この特例を実施するのは、同日選で実施する旨を選挙公報に記載し、当選を果たした長に限られますので、有権者の理解が得られています。同日選の実施に伴い、任期が短くなることによる不利益・不公平があるとしても、それを受けるのは当該地方公共団体の住民ですが、同日選を実施する旨を選挙公報に記載し、当選することを前提とした仕組みであることから、不利益か否かの判断は有権者に委ねられるものと考えます。

また、「長が法定の任期間を忠実に履行せず」とのご回答ですが、同日選挙を行うのは、長の選挙と議会の選挙が、概ね半年以内の間隔をもって実施される場合に限られるため、任期間を満了しないことによる不利益も想定できません。加えて、一度同日選挙を実施すれば、次回以降の選挙は毎回同日選挙となるため、その効果は継続されることとなります。

さらに、本提案は、当該選挙を管理する選挙管理委員会が、一定の明確な判断基準により判断する手続きを含んだものであり、「都合のよいときに退職する」という恣意性の懸念も排除されています。

本提案は、長の選挙と議員選挙を同日で行うことを目指すものであり、統一地方選挙の趣旨にもかなっていることから、公平の確保の点からも問題はないものと考えます。

「恣意性が排除できない」「公平の確保の要請から問題がある」とのご指摘ですが、具体的に想定される事例をご教示ください。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

I

長の職にある者が、自己の選挙を有利に導くために、法定の任期間忠実に職責を履行せず、選挙に都合の良いときに退職しようとするのを防ぐため、公職選挙法第259

条の2において、退職者が当選した場合の任期の特例が設けられているものである。

当該特例の適用は、地方公共団体の長が任期満了をまたずに退職を申し出た場合において、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合に限られるものであり、市長選挙が退職の申立て以外の事由で行われる場合等については、適用されないものである。

なお、退職の申立てが、仮に、選挙の一定期間前に、当該選挙を管理する選挙管理委員会に申請すること等の手続きを経た上で行われたとしても、自己の選挙等を有利に導く意図がある場合に、長が法定の任期間を忠実に履行せず、選挙に都合の良いときに退職することを防止できるとは限らず、結果的に同条の趣旨を没却するおそれがあるところである。

また、本提案は、立候補や任期の取扱いという国民の参政権に関わるものであるため、特定の地域にのみ適用される制度とすることは、公平の確保の要請から問題がある。

なお、お尋ねの「恣意性が排除できない」及び「公平の確保の要請から問題がある」の具体的に想定される事例については、前述のとおりである。

04 総務省 構造改革特区第22次 再々検討要請回答

管理コード	040030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	期日前投票所の開閉時刻緩和特区	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	1023010	
提案主体名	箕面市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第40条第1項、第48条の2第3項
制度の現状	<p>期日前投票所の開閉時間については、公職選挙法第40条を準用する同法第48条の2第3項において、投票所は午前8時30分に開き、午後8時に閉じることとされている。ただし、市町村の選挙管理委員会は二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を繰り上げることができるとされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている期日前投票所の開閉時刻の制限を緩和し、通勤時間帯（早朝・深夜）にも投票できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>期日前投票をする人の割合は年々増加しており、投票日は都合が悪いが投票したいという有権者のニーズの高さを示しているが、仕事が忙しくて期日前投票に行けない有権者も多いことが予想され、箕面市も大阪のベッドタウンとして都市圏への通勤者が多いことから、出勤時や帰宅時を主なターゲットとして、駅周辺に期日前投票所を設置し、通勤時間帯（早朝・深夜）にあわせて、午前8時30分より前、午後8時より後に投票できるようにすることで、有権者のニーズに応え、投票率の維持・向上につながると考えている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>期日前投票所の開閉時刻の制限を緩和し、投票時間を延長することについては、特定の地域にのみ適用される制度とした場合には、有権者の権利行使に係る公平の確保の要請から問題があること、投票事務に従事する者の負担が過重となり管理執行に支障が生じるおそれがあること等から、慎重な検討を要するものであり、対応することはできない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>
-------	-----------------------------------

提案主体からの意見

回答では「特定の地域にのみ適用される制度とした場合には、有権者の権利行使に係る公平の確保の要請から問題がある」とありますが、現状において8時30分～20時の範囲で選挙管理委員会の裁量により時間短縮が認められているものを、時間延長もできる制度にしようとするもので、特定の地域に限定するものではなく、有権者の権利行使に係る公平の確保は可能と考えます。また「投票事務に従事する者の負担の加重」については、休息時間の取得や交代制を効果的に実施できる体制を講じることで軽減は可能と考えます。大阪のベッドタウンにおいて有権者の利便性向上を図るためにも、再度検討をお願いいたします。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

I

国民の参政権に直接関わる期日前投票制度について、期日前投票所の開閉時刻の制限を緩和し、投票時間を延長することを、特定の地域にのみ適用される制度とすることは、公平の確保の要請から問題があり、対応することはできない。なお、期日前投票は複数の日に渡って行われるものであり、その投票時間の延長は、事務従事者の負担や期日前投票所の秩序保持等の面からみて、選挙の適正な管理執行に支障が生じるおそれがあること等から、慎重な検討を要するものである。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

期日前投票所の開閉時刻は選挙管理委員会の判断で短縮することが認められており、地域により投票時間は異なる場合があります。法定の投票時間を短縮する場合と本提案のように延長する場合とで考え方に相違はなく「特定地域にのみ適用される制度」だから「問題がある」とのご意見には当たらないと考えます。また、従事日や時間を勘案し効率的な交代制を講じれば従事者の負担軽減、秩序保持等は確保できます。本提案は、期日前投票所を乗降客の多い駅近辺に設置することと組み合わせて投票時間を設定し選挙人の利便性向上を実現しようとするものですので、再考をお願いします。その上でなお特区がだめな場合は全国規模での規制改革を検討願います。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

I

国民の参政権に直接関わる期日前投票制度について、期日前投票所の開閉時刻の制限を緩和し、投票時間を延長することを、特定の地域にのみ適用される制度とすることは、公平の確保の要請から問題があり、対応することはできない。なお、期日前投票は複数の日に渡って行われるものであり、その投票時間の延長は、事務従事者の負担や期日前投票所の秩序保持等の面からみて、選挙の適正な管理執行に支障が生じるおそれがあること等から、慎重な検討を要するものである。

04 総務省 構造改革特区第22次 再々検討要請回答

管理コード	040040	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関して、「民間事業者にコミュニケーションサーバ端末の操作を一部認める」規制緩和措置（民間事業者に委託することができる業務の拡大）	都道府県	千葉県	
		提案事項管理番号	1025010	
提案主体名	市川市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	<p>通知</p> <p>「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について」</p> <p>（平成 20 年 3 月 31 日付け総行市第 75 号総務省自治行政局市町村課長、総行自第 38 号自治行政局自治政策課長、総税企第 54 号自治税務局企画課長から各都道府県市町村担当部長あて通知）</p>
制度の現状	<p>住民基本台帳関係の事務に関して、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関しては、コミュニケーションサーバ端末の操作は認められない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>住民基本台帳関係事務に係る「コミュニケーションサーバ端末の操作」は、現在民間事業者認められていないことから、民間事業者が行うことができる業務の範囲内において、事務処理上必要となる一部の操作を、厳格な操作制限や守秘義務を定めて行うことができるよう規制緩和の措置を求めるもの。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>この提案で民間事業者に対して、コミュニケーションサーバ（CS）端末の操作を認める範囲（規制緩和する範囲）は、CS の「業務メニュー」中、①「本人確認情報検索」、②転入届の特例に係る「転入（住基カード）」、③広域住民票の写しに係る「広域交付依頼入力」・「広域交付依頼結果」等、窓口業務で事務処理上最低限必要となる操作である。</p> <p>また、CS 端末の操作は、個人情報保護や守秘義務が強く求められることから、「操作者 IC カード」「暗証番号」によって使用制限をかけ、民間事業者の操作者も責任者等に限定する等、厳格な運用と守秘義務を課した上で民間事業者が取り扱えるようにするものとする。</p> <p>【提案理由】</p>

住民基本台帳関係事務については、民間事業者が行える”業務の範囲”が総務省（通知）に定められているが、この事務を執行するにあたり必要不可欠な操作である「CS 端末の操作」が民間事業者は制限されている。

他方、CS 端末の操作が必要な申請等を受けた場合は、CS 操作部分を職員が行うため、一連の事務を民間事業者と市の職員が混在して行う形態になり、これが労働者派遣法に抵触する「偽装請負」に関する問題として指摘されている。

このような制限や二度手間により事務フローが複雑化し、処理時間が長くなる等の弊害が生じており、民間委託の利点が十分に引き出せていない。

今回の提案は、「民間事業者による CS 端末の操作」について、その操作者を限定し、かつ、使用範囲も限定して認める“規制を一部緩和する”ものであり、一層の民間活用による公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を目指すものである。

詳細は別添参考資料のとおり。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I、IV
<p>住民票の広域交付や住民基本台帳カードの発行を行うためには、住民基本台帳ネットワークシステムの端末操作が必要になるが、このシステムは全国共通の本人確認のための仕組みであり、この端末を操作することにより、特に厳格な保護が求められる住民票コードも含め、全国市町村の住民に係る情報を入手することが可能となるため、情報セキュリティの確保については、特段の対応が必要となる。このため、住民基本台帳法第 30 条の 5 第 2 項及び同法施行規則第 12 条に基づく技術的指針に基づいて、情報セキュリティについて全国で統一した対策を確保する必要がある。</p> <p>そもそも、住民からの届出等に基づいて行う本人確認情報の取扱いは、地方公共団体が自ら行うべきものであることが前提であり、上記の技術的指針においても、住基ネットを運用する主体が職員であることを前提とした規定を設けており、住民基本台帳法に基づきコミュニケーションサーバ端末の操作を民間委託することはできない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請
右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。
提案主体からの意見
<p>本市は平成 20 年から民間委託を行い、契約では契約書本則の他に別記セキュリティ条項を設け、個々の従業員にも誓約書を課しており、市及び事業者は ISMS 認証等の情報セキュリティ認証の取得もしている。また、特定の従業員が市が必要と認めた場合に限り操作できるようにする等、厳格に管理しており、高いセキュリティの保持が可能と考える。</p> <p>なお、ご指摘の「技術的指針」（平成 14 年総務省告示第 334 号）においては、第 4 の 10 でシステムの運用等について委託が可能とされ、第 6 の 8 の (1) では国の機関等の本人確認情報の取扱い等についても委託可能とされているため、本市でも民間委託を推進し公共サービス改革を進めたい。</p>

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I、IV
<p>住民票の広域交付や住民基本台帳カードの発行を行うためには、住民基本台帳ネットワークシステムの端末操作が必要になるが、このシステムは全国共通の本人確認のための地方公共団体共同の仕組みである。</p> <p>この端末を操作することにより、特に厳格な保護が求められる住民票コードも含め、全国市町村の住民に係る情報を入手することが可能となるため、地方公共団体の職員であっても端末操作を行える職員を限定し厳重な安全確保措置を講じた上での運用が求められるなど、情報セキュリティの確保については、特段の対応が必要となる。</p> <p>このため、住民基本台帳法第30条の5第2項及び同法施行規則第12条に基づく技術的指針に基づいて、情報セキュリティについて全国で統一した対策を確保する必要がある。</p> <p>そもそも、住民からの届出等に基づいて行う本人確認情報の取扱いは、地方公共団体が自ら行うべきものであることが前提であり、上記の技術的指針においても、住基ネットを運用する主体が職員であることを前提とした規定を設けており、住民基本台帳法に基づきコミュニケーションサーバ端末の操作を民間委託することはできない。</p> <p>なお、技術的指針において想定されている民間委託の業務は、あくまでシステムのハード本体に係る導入・改修・保守等であり、コミュニケーションサーバ端末の操作を市町村職員以外の者に委託することを想定したものではない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>再検討要請の際に、技術的指針の条項として「委託可能」な項目の判断をお願いし、これに対し御省からは「技術的指針において想定されている民間委託の業務は、あくまでシステムのハード本体に係る導入・改修・保守等であり、コミュニケーションサーバ端末の操作を市町村職員以外の者に委託することを想定したものではない。」と回答をいただいたところ。</p> <p>それに対し、技術的基準第4-4-(1)の規定には、「端末機の取扱いは、当該端末機の管理を行う責任者の指示又は承認を受けた者」とあり、職員と規定されていない。必ずしも主体が職員のみではないと考える。</p> <p>また同基準は平成14年の制定であるが住基法の改正はその後数十回を超え、委託の範囲を示す通知も平成20年に出されている。基準も見直す時期と考える。</p> <p>同基準では国の機関等の委託は可能であり、住民基本台帳法上も限定的に外部法人が本人確認情報の提供を受けられる。市が委託する場合は市の直接管理下に民間事業者を置くことから、管理がより徹底でき不正アクセスの排除、高いセキュリティの保持が可能である。民活推進のため緩和を求める。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I、IV

住民票の広域交付や住民基本台帳カードの発行を行うためには、住民基本台帳ネットワークシステムの端末操作が必要になるが、このシステムは全国共通の本人確認のための地方公共団体共同の仕組みである。

この端末を操作することにより、特に厳格な保護が求められる住民票コードも含め、全国市町村の住民に係る情報を入手することが可能となるため、地方公共団体の職員であっても端末操作を行える職員を限定し厳重な安全確保措置を講じた上での運用が求められるなど、情報セキュリティの確保については、特段の対応が必要となる。このため、住民基本台帳法第30条の5第2項及び同法施行規則第12条に基づく技術的指針に基づいて、情報セキュリティについて全国で統一した対策を確保する必要がある。

そもそも、住民からの届出等に基づいて行う本人確認情報の取扱いは、地方公共団体が自ら行うべきものであることが前提であり、上記の技術的指針においても、住基ネットを運用する主体が職員であることを前提とした規定を設けており、住民基本台帳法に基づきコミュニケーションサーバ端末の操作を民間委託することはできない。

なお、技術的基準第4-4（1）で規定する端末機の取扱いを行う者については、同第4-3（1）及び第4-4（2）により、「住民基本台帳ネットワークシステムを運用する職員」を指すものであり、コミュニケーションサーバ端末の操作を市町村職員以外の者に委託することを想定したものではない。また、技術的指針では国の機関等にも同様の取組が求められている。

04 総務省 構造改革特区第22次 再々検討要請回答

管理コード	040050	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	寄附金に係る私人の公金取扱いに係る制限の撤廃（コンビニ店頭での申込・クレジット収納ツールの構築）	都道府県	佐賀県	
		提案事項管理番号	1026010	
提案主体名	佐賀県			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第 243 条、第 231 条の 2 第 6 項、同施行令第 157 条の 2、第 158 条
制度の現状	<p>○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 第二百三十一条の二 （略） 2～5 （略） 6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p> <p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。</p> <p>○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号） 第百五十七条の二 地方自治法第二百三十一条の二第六項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 一 地方自治法第二百三十一条の二第六項の規定により納入義務者に代わつて歳入を納付する事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。 二 その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。 2 地方自治法第二百三十一条の二第六項に規定する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号は、それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証票その他の物又は番号、記号その他の符号とする。</p>

第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

求める措置の具体的内容

ふるさと納税など、自治体側があらかじめ用途目的を明確化し、かつ、負担付寄附でない旨を明示した寄附金に限って、地方自治法第 243 条の「私人による公金取扱の制限」の対象外としていただきたい。

具体的事業の実施内容・提案理由

コンビニ店頭端末による収納代行ツールを活用し、店頭で寄附の申込からクレジット決済まで完結する仕組みを構築することで、寄附者の利便性向上と効果的な寄附獲得に取り組みたい。

提案理由：

○ ふるさと納税によって寄附が貴重な財源となりつつあるが、税などとは性格が異なるため、その獲得にも従来とは違った手法が求められる。このため、自治体が不得手な地域外の顧客掘り起しについて、例えば全国に店舗を有するコンビニを活用できれば効果的である。

○ だが、私人による公金取扱いは原則禁止され、例外的に指定代理納付及び収納委託が認められているのみである。コンビニ収納は収納委託、クレジット決済は指定代理納付と各々別個の制度だが、一連の事務の中で双方切り分けての適用は不可能であり、仮にできても契約・収納・情報收受などで自治体も事業者側も二重の事務を強いられ、非

効率である。

○ そもそも現行の私人による取扱制限は公金の公平・公正を意図したものであるが、寄附金は税など「法令で決まった額を義務として」納入するものではなく納付の是非も額も寄附者の自発的意思に基づくため、この制限の対象外としていただきたい。

代替措置：

○ 「負担付き寄付についての判断をも私人が行うこととなる」との懸念も考えられるが、緩和措置の対象とする寄附金を負担付寄附ではないことがあらかじめ明確なものに限定すれば排除可能である。

○ 「収納委託によらなければ寄附控除に必要な情報の提供が担保されない」との懸念も考えられるが、法令等の定めがなくとも相互の契約や約款等で担保可能であり、仮にそれで不十分なら緩和措置の要件とすればよいと考える。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>法第 243 条に規定する私人の公金取扱いの原則禁止及び令第 158 条に規定する私人の徴収委託又は第 231 条の 2 に規定する指定代理者納付制度は、私人に公金を取り扱わせるに際して、公金となる時期や委託を受けた私人の責任を明確にする必要があることから、設けられているものである。</p> <p>これらの点を踏まえると、ご提案の内容によった場合には、寄附金が公金となる時期や事故が発生した場合の責任関係が不明確であること、寄附金を預かった私人の故意過失による事故であっても地方公共団体が責任を負わなければならない可能性があること、また、このことにより寄附者が不利益を被る可能性もあることから、ご提案の内容を認めることは困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	<ul style="list-style-type: none">・「事故」とはどのような状況を懸念されているのか不明なため、具体的にお示しいただきたい。・仮に回答のような「事故」の場合でも、責任関係は個々の具体的な仕組みなどに応じて当事者間の契約等で担保できると考える。現行でも、自治体がカード会社以外に決済代行会社等を指定代理納付者とする例も多く、契約等で定めている。・公金になる時期については、指定代理納付の規定を援用・準用できるよう、法令や運用面を再整理できると考える。・決済手段の多様化の中、一般から見れば同様に第三者を通じた収納にもかかわらず、指定代理納付と収納委託の並立は分かりづらく不満も生じており、これらも踏まえた再検討をお願いしたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

「事故」の具体的な内容については、既にご回答した私人の故意過失による金品の忘失、それに伴う地方公共団体又は寄附者が不利益を被ることなどが挙げられる。

私人の徴収委託又は指定代理者納付制度は異なる観点から制度化されているものであり、それぞれの目的に応じ、指定代理者又は徴収委託を行うことのできる私人を指定すべきものである。

提案理由では、既に制度化されている私人の徴収委託又は指定代理者納付制度を用いることによる問題点が不明確であり、この点について具体的に示されたい。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

- ・ 当初考えていた「私人による公金取扱の制限」の対象外とすることや、私人の徴収委託又は指定代理者納付制度どちらか片方のみを用いたコンビニエンスストアでのクレジットカード払いを実現することはできないということについては承知した。
- ・ そこで、当初の提案を変更し、「(両制度は)異なる観点から制度化されているものである」とのご意見も踏まえ、コンビニという「場所」での収納事務については当該運営会社等に私人の徴収委託として委託し、クレジットカードという「手段」による決済事務についてはカード会社又はそれらと法的に相応の関係を有する決済代行会社等を指定代理納付者として指定する方向で再検討したいが、このような整理を行えばコンビニエンスストアでのクレジットカード払いによる公金収納は現行制度上、可能と考えてよいか。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

D

「措置の内容」の再見直し

I

当初の提案については認められないが、再々検討要請におけるご意見については現行制度で対応可能と考えられる

04 総務省 構造改革特区第22次 再々検討要請回答

管理コード	040060	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	寄附金に係る私人の公金取扱いに係る制限の撤廃（送金サービスを活用した携帯電話での申込・決済ツールの構築）	都道府県	佐賀県	
		提案事項管理番号	1026020	
提案主体名	佐賀県			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第 243 条、第 231 条の 2 第 6 項、同施行令第 157 条の 2、第 158 条
制度の現状	<p>○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 第二百三十一条の二 （略） 2～5 （略） 6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p> <p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。</p> <p>○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号） 第一百五十七条の二 地方自治法第二百三十一条の二第六項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 一 地方自治法第二百三十一条の二第六項の規定により納入義務者に代わつて歳入を納付する事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。 二 その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。 2 地方自治法第二百三十一条の二第六項に規定する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号は、それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証票その他の物又は番号、記号その他の符号とする。</p>

第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

求める措置の具体的内容

ふるさと納税など、自治体側があらかじめ用途目的を明確化し、かつ、負担付寄附でない旨を明示した寄附金に限って、地方自治法第 243 条の「私人による公金取扱の制限」の対象外としていただきたい。

具体的事業の実施内容・提案理由

資金移動業者による携帯電話での送金ツールを活用し、申込と同時に決済可能な仕組みを導入することで、寄附者の利便性向上と効果的な寄附獲得に取り組みたい。

提案理由：

○ ふるさと納税によって寄附が貴重な財源となりつつあるが、税などと異なってその獲得には創意工夫が必要であり、例えば全国に多数の顧客を有する携帯電話を活用できれば効果的である。

○ だが、私人による公金取扱いは原則禁止され、例外的に指定代理納付及び収納委託が認められているのみである。資金移動業は銀行法の例外として為替取引（隔地間送金サービス）を営んでおり、これは送金者側の依頼に基づくため、自治体側（受取側）からの収納委託になじまない。また、収納手段として事前の専用口座への入金とともに事後の携帯料金との合算払いも提供しており、仮に前者を収納委託、後者を指定代理納付として扱うにも、一連の事務の中で双方切り分けて適用するのは非効率で現実的ではな

い。

○ 現行の私人による取扱制限は公金の公平・公正を意図したものであると思われるが、寄附金は納付の是非も額も寄附者の自発的意思に基づくものであるため、この制限の対象外としていただきたい。

代替措置：

○ 「負担付き寄付についての判断をも私人が行うこととなる」との懸念も考えられるが、緩和措置の対象とする寄附金を負担付寄附ではないことがあらかじめ明確なものに限定すれば排除可能である。

○ 「収納委託によらなければ寄附控除に必要な情報の提供が担保されない」との懸念も考えられるが、法令等の定めがなくとも相互の契約や約款等で担保可能であり、仮にそれで不十分なら緩和措置の要件とすればよいと考える。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>ご提案の内容の、専用口座に事前に入金している資金を、寄附者の指示により指定金融機関の口座に資金移動することについては、寄附者と携帯事業者の間における契約等により対応が可能であり、地方自治法による制限の問題ではないと考える。</p> <p>一方、後者の携帯電話の使用料金とともに寄附金を後日寄附者に対して請求する仕組みについては、携帯事業者による寄附金の立替払となり、指定代理者納付制度を用いない場合には、納付時期が不明確となることから、認めることは困難である。</p> <p>従って、私人の徴収委託制度における委託及び指定代理者納付制度における指定の双方を行わないこととするご提案の内容については認めることは困難であるが、当該携帯事業者を指定代理者として指定することによりご提案の内容は実現できるものとする。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	<ul style="list-style-type: none">・専用口座に事前入金した資金を移動し、寄附することは寄附者と事業者との契約関係であり、「自治法による制限の問題ではない」とのことだが、収納委託等は要しないと考えてよいか。電話料金とともに後日寄附者に寄附金を請求する仕組みは指定代理納付で実現可とのことだが、電話番号等を施行令の「証票等」と見なすと考えてよいか。・資金決済法上も規約上も顧客の依頼に基づく一体的なサービスで履行保全措置も講じられているため、さらに指定代理納付を用いず行うことを検討いただきたい。・公金になる時期は規約等から送金手続日でも支障ないと思うが、それが困難でも寄附金に延滞金は課さないの寄附者の不利益は考えにくい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>専用口座に事前に入金している資金を、寄附者の指示により指定金融機関の口座に資金移動することについては、地方自治法施行令第158条に規定する私人の徴収委託を</p>				

要しない。

また、他者が認知できず、かつ端末を特定できる番号を提示又は通知することにより、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることが可能であれば、その番号が「証票等」に該当する場合も考えられる。

なお、携帯電話の使用料金とともに寄附金を後日寄附者に対して請求する仕組みについては、携帯事業者を指定代理者に指定することによりご提案の内容を実現することが可能であると既にご回答しているところ、本制度を用いることによる具体的な問題点がご提案内容では不明確であるため、この点について具体的に示されたい。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

・ 当初は、資金移動業者の場合、資金決済法第 37 条等に基づき、一定額の範囲内であれば銀行等と同等に為替取引を営めることから、寄附者の依頼に基づく送金業務であれば、寄附者と当該業者との決済方法の如何に関わらず、銀行等と同様に自治法上の収納委託や指定代理納付は要しないものと考えていた。

だが、提案中、寄附金を携帯電話料金とともに支払う方法については、「指定代理者納付制度を用いない場合には、納付時期が不明確となる」とのご意見の一方、「その番号が「証票等」に該当する場合も考えられる」及び「携帯事業者を指定代理納付者に指定することによりご提案の内容を実現することが可能である」とのご意見のため、指定代理納付制度を活用する方向で再検討したい。

・ また、寄附者の利便の向上をもってより実効性ある寄附獲得手段とする観点から、指定代理納付制度を活用した、寄附者が寄附金を携帯電話料金とともに後日支払う方法とともに、「地方自治法施行令第 158 条に規定する私人の徴収委託を要しない」とご意見いただいた専用口座への事前入金分を送金指示する方法も選択できるようにしたいが、これら双方をあわせて提供することについて現行制度上、問題はないと考えてよい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

D

「措置の内容」の再見直し

I

当初の提案については認められないが、再々検討要請におけるご意見については現行制度で対応可能と考えられる